

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 9 月 1 1 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年9月11日（金） 13：00開会

14：45閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長谷川	信	男
管理部長	池田	克	輝
学びの革新推進部長	富永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島	伊	保
参与	生田	徳	廉
理事	榊原	恒	雄
経営企画監	沖本	勝	豊
総務課長	江原		透
秘書広報室長	糸崎	誠	二
施設課長	吉田		宏
学校経営戦略推進課長	杉本	真	一
学校教育情報化推進課長	山崎	真	紀
乳幼児教育支援センター長	田坂	嘉	章
義務教育指導課長	重森	栄	理
高校教育指導課長	竹志	幸	洋
豊かな心と身体育成課教育指導監	齊藤	賢	二
特別支援教育課長	三浦	直	宏

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
日程第3	第3号議案	令和3年度県立高等学校の入学定員の策定について	7
日程第4	第4号議案	令和3年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について	11
日程第5	報告・協議1	公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について	12
日程第6	報告・協議2	令和3年度に使用する教科用図書の採択結果について	14
日程第7	第2号議案	令和2年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	15

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題はお手元のとおりで。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがでしょうか。

細川委員： 第2号議案は、議会提案前の内部検討を行うものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について裁決いたします。

第2号議案の令和2年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は第2号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

平川教育長： それでは、第1号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、沖本経営企画監、説明をお願いいたします。

沖本経営企画監： それでは、第1号議案によりまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明申し上げます。

この点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検・評価を行うものでございます。

2枚ほどおめくりをいただきまして、報告書の目次を御覧ください。報告書の構成でございますが、黒のひし形でお示しをしておりますとおおり、まず、令和元年度の点検・評価の結果の概要を掲載いたしまして、続いて23ページ以降に八つの施策ごとに各取組の状況等の詳細を掲載してございます。また、最後に参考資料ということで、教育委員の皆様の活動状況等を掲載させていただいております。

それでは、資料の1ページから2ページをお開きください。表にございますとおおり、八つの施策区分がございまして、その区分ごとに評価の結果と評価の理由を記載してございます。評価につきましては、順調、おおむね順調、やや遅れ、遅れの4段階となつてございまして、今回の評価結果は順調が縦1と縦4の2施策、おおむね順調がそのほかの6施策としてございます。評価を順調とする目安といたしましては、全ての指標について各目標値を9割以上達成しており、全ての取組が遅れることなく推進されているもの。また、おおむね順調の評価の目安は、一部で未達成の指標や遅れが見られる取組があるものの前年度より向上が見られるなど、施策全体としては成果が現れているものとしてございます。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。先ほど1ページから2ページにかけまして評価の結果や評価の理由をお伝えした表を御覧いただいたところでございますけれども、3ページから15ページにかけましては、八つの施策ごとに令和元年度の主な成果、それから、残された課題、令和2年度の取組方向を整理、記載するとともに、有識者の

方々からいただいた意見を掲載してございます。

それでは、八つの施策のうち評価を順調としたもの、おおむね順調としたものの中から主なものを御説明させていただきます。まず、順調と評価したものとして、3ページの縦1「乳幼児期における質の高い教育・保育の推進について」御説明をいたします。乳幼児期の取組はなかなか急激に成果が上がるものではなく、引き続いてより多くの園・所等で継続的、自立的な取組が実施されるよう支援していくことが必要であると考えてございます。これに対しまして、平成30年4月に設置いたしました乳幼児教育支援センターを拠点といたしまして、例えば幼児教育アドバイザー訪問事業について、私立の園・所等への訪問件数が増加していることなど、各種取組が着実に推進されており、順調と評価したものでございます。外部有識者の先生方からは、乳幼児期は子供が様々な基礎力を付けるための土台がつくられる重要な時期であり、親から愛されていることを実感できることが重要であるといった御意見や、乳幼児教育支援センターを拠点として取組が着実に進んでいると評価できるなどの御意見をいただいているところでございます。

続きまして、7ページから8ページを御覧ください。こちらは、おおむね順調と評価したもののうち、縦3「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動の推進について」でございます。この施策におきましては、主体的な学びが定着している児童生徒の割合が伸び悩んでおり、この点は課題であると考えてございます。他方で、課題発見・解決学習の全県展開に取り組んできた結果、課題発見・解決学習に取り組んでいる学校の割合や、「学びの変革」を理解している県民の皆様の割合がおおむね順調に推移するなど、学校、教員、県民の皆様の意識が着実に変わりつつあると捉えてございます。また、学びの変革を先導的に実践する広島叡智学園が開校し、新たな教育モデルの構築に向けた実践が始まっていることや、多くの指標が前年度から向上しているなど、施策全体としては取組が着実に進んでおりますことから、おおむね順調としたものでございます。

外部有識者の先生方からは、広島叡智学園の教育モデルの実践・改善の成果を他校にどう波及させていくのか、より効果的な方策を検討いただきたいといった御意見や、本質に迫る授業実践を行っていくために教員の指導力向上を図っていく必要があるなどの御意見を頂戴したところでございます。

主な施策の概要に係る説明は以上とさせていただきますが、こうした点検・評価の実施を通じまして、本県教育を更に一步前へ進める取組につなげていくことが重要であると考えてございます。なお、この点検・評価につきましては、今月17日の県議会の文教委員会で説明をさせていただいた後に、教育委員会のホームページにおいて公表をさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

近藤委員： 全体として主な残された課題、結構踏み込んだ内容も分析されていて、次につながる内容になっており、いいものができているのではないかなと思います。

1点教えていただきたいのですけれども、5ページのキャリア教育の推進と高校生の就業能力の強化の部分で、今後の主な取組方法のところ、令和3年度以降に向けて事業の見直しを行いますと書かれているところなのですが、これは、従前は技能検定の充実を図るということを事業の主な柱にしていたのだけれども、それとは別に新たなものを作っていくという趣旨なのか、事業の見直しというのがどういうことなのか教えていただければと思います。

竹志高校教育指導課長： 事業全体の見直しもちろんありますが、産業界に求められる力というのは、ただの技術であるとか技能の伝承だけではなく、今後は新しいものを創造していくということが求められますので、そういったこともできるよういろいろな取組をしていかないといけないということで、全体枠をもう一回見直すということになっています。これまで取り組んできた不易の部分はもちろん大事にしながら、新しいことに挑戦したいと思っております。

平川教育長： 特別支援教育課長、特別支援の観点でお願いします。技能検定の話が出ました。

三浦特別支援教育課長： この事業の見直しという部分には特別支援教育課としてはかかっているのですが、技能検定を実施することで大きな成果が出てきておりますので、これからも継続してまいります。技能検定の在り方については様々御意見いただき、課題もあるところでございますので、今後どのような方法がよいのかということは検討してまいりたいと思ひます。

す。

中村委員： 八つの施策の評価、中身を拝見して、順調又はおおむね順調ということで、この区分でいえば妥当だろうなと拝読しました。とは言いながら、それぞれ課題がありますので、是非、順調、おおむね順調であってもそれぞれの課題に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

その中で、気になりましたのは、40ページの「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進の指標の「課題発見・解決学習」に取り組んでいる学校の割合なのですけれども、確かに向上はしてきているのですが、平成30年度から目標としては100%なのですけれども、依然として特別支援学校以外は100%には届いてないという状況ですよね。学びの変革を全県展開してく上で課題発見・解決学習に取り組むということは当然必要なことなわけですけれども、依然としてここが100%にならないということをどう捉えていらっしゃるのか。100%にならない障害というのは何なのかというところを教えてくださいと思います。

重森義務教育指導課長： 課題発見・解決学習の手法は、子供たちに主体的な学びを育てるための一つの大変有効な手法であるということで全県展開ということをやってきたところでございましたが、単元を作るということについてはどの学校もやっていくということにはなっておりますが、質的なものとして、例えば「まだこれは課題発見・解決学習になっていないのかな」と学校が判断するというものがあつたとすれば、そこは「やっています」とは言っていない学校もあるのかもしれないかもしれません。いずれにせよ、単元開発については、全部の学校でやるということになっておりますので、そういったことではないかなということ、今、一つお答えできるかなと思います。

竹志高校教育指導課長： 高校教育の方ですけれども、この調査については学校質問紙という形で、学校長の判断で、おおむねできている、できていないということに丸をしておりますので、先ほど義務教育指導課長からもありましたが、いろいろな取組をして間違いなく進んでおりますけれども、校長によってはもっと高い次元を、と思った場合は、できていないというところに丸をしている可能性もあるかと考えております。こういうことから、今きちんとカリキュラムマネジメントをしっかりとできて、授業作りもできるようということ、学校を指導するような手引などを作り、校長と一緒にやって、このレベルまで上げましょうという指導はこれからしていきたいと思っております。

中村委員： ということは、定量的な指標がない以上は、できていると思えばやっていると言うし、やっちはいるけれども、望んでいる、目指しているところまで達成できていなければできていないという答えもあつたかもしれないと、そういうことですね。是非、中身を丁寧に見ていただいて、改善すべきところを御指導いただきたいと思います。よろしくお願いします。

細川委員： 私も評価の適正なところというのはこれでいいのではないかなと思うのですけれども、個別に実績と目標を睨んでいったところ、27ページを御覧いただきたいのですが、一番下のところに学力に課題がある児童生徒の割合というところで、特に中学校の国語と数学において、児童生徒の割合の数字が大きく離れているように見えるのですよね。その下に目標値としての平均が、令和元年度ですと小学校14%、中学校19%ということになっておりますけれども、中学校19%の上を見ると、国語は8%なのに数学が26.3%で平均が17.2%という、こういう平均の取り方というのは、何かもう少し工夫しているのではないかなという感じがするのです。そのほかのところは大体同じ数字で、平均がどうでしょうかということが書かれておりますが、ここだけ少し離れているので、その辺の目標値の取り方とか、何かいいお考えはないのでしょうか。

重森義務教育指導課長： ありがとうございます。

結論から申しますと、まだ目標値の設定についてそこまで議論をできてないのが事実でございます。ただ、御指摘のように確かに大きな差がありますということは言えますので、例えばどのような形がよいのかについて、方法があればまた御指導いただければと思います。申し訳ありませんが、今のところは見直しの観点等がまだできておりません。

細川委員： 例えば令和元年度の中学校ですと、国語は8%に対して数学が26.3%ということは、数学の指導方法をもう少し工夫する必要があるような気がするのです。そうすると必然的に平均値は下がることになると思うのですけれども、分けて出されているということは、やはりそういう事実が分かるわけですから、何とか平均を下げたいのであるならば、数学を特に頑張ってみるというようなお考えも必要ではないかなと思うのですが、いかが

ですか。

重森義務教育指導課長： 御指摘ありがとうございます。

その部分について、十分にお話をできておらずすみません。26ページ右側の真ん中の丸のところにも示しているのですが、実は中学校の数学は、経年の課題ということがございます。そこで、各地域の中学校の数学教員、そして、併せて英語もですが、課題がありますので、そこにつきましては特段の研修を実施するという計画でやっております。今年度は、コロナの影響で今のところ集まっての研修はできておりませんが、そういった特段の教科別研修ということを計画してやるということを進めています。もう一つ言いますと、やはりなぜ数学の力がなかなか付かないのかといいますと、実は数学が好きという生徒の割合が非常に低いのです。つまり、意欲、関心、態度をいかに付けていくかということに、今重点を置きまして、指導方法等の数学に特化した研修というものを考えてやっているとござります。

細川委員： 数学が好きと答えた生徒の割合がというお話もあったのですが、確かに教科については子供それぞれ、児童生徒によって好き嫌いはあるでしょうけれども、こうあからさまに出ると、本当にそんなに数学が嫌いな子がたくさんいるのかということも思いますし、好きになれば自ずと上達するものだと思うのですが、好きでないから数字が悪いのではなくて、先生の名前は忘れましたが、大変面白い数学の授業されるNHKの講座の先生がいらっしゃるのですよね。そういう、楽しく勉強するやり方というか、雰囲気もありましようけれども、いると思います。私、学校訪問なんか行ったときによく、実は素人芝居をするのですが、素人芝居でも下手くそだったら見て人からクレームが出るのですよね、下手くそとか。ですが、やはり学校の先生もある程度そういう、子供の関心をこっちに向けるような、芝居をしろと言うのではないですが、やはり教え方でも単調な方もいらっしゃれば、あの先生いつも面白いよねという先生もいらっしゃるとしたら、その辺りのところの違いが、数学が好きとか嫌いとかいう単純にそこで判断するのではなくて、生徒の関心というか、思いが数学を少しは勉強しようという気に向いてくれればなということも思うので、その辺りのところも含めていろいろと御指導いただければと思います。

重森義務教育指導課長： ありがとうございます。

指導方法ということについては、今おっしゃったような形で、先生のキャラクターもあるかとは思いますが、やはり子供たちが本当に前のめりになるような授業を工夫するということが一つあります。それから、やはり数学ですから、教材の工夫というところも恐らくありますので、そういった意味も含めまして中身作り、それから指導方法作りについて、しっかりと指導してまいりたいと思っております。

それと、一つだけ、実は令和元年度はこの調査の数字が、数学があまりにも、非常に乖離していて大変な数字が出ていて御心配いただいているのですが、実は全国学力・学習状況調査がちょうどA、B問題が一緒になってしまった時期になりますので、これまではA問題で評価していたものが、活用の問題を含めたものとなっております、全体的なものとして結果がこのような形になったということをお知らせいたします。

菅田委員： 7ページからなるのですが、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動の推進において、主な成果とかが広島叡智学園を中心に書かれているのですが、確かに広島叡智学園は先進例で、これは多分もう充実してきているので、先生方の見学会を組むことによって、横展開していただければと思うのですが、広島叡智学園は、特殊性もありますので、せっかく国泰寺高校なんかはワールド・ワイド・ラーニング（WWL）に文科省から指定されておりますし、もう終わりましたけれども、スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）の経験校ですね、そういったところの事例も展開できるような形にした方がいいのかなど。少し広島叡智学園に偏り過ぎてはないかなというのはあるのですが、意見までです。

竹志高校教育指導課長： 先ほど言っただけでございましたWWLについては、次の学習指導要領改訂を踏まえたような研究になっておりまして、各学校が単独ではなくコンソーシアムを組んで、一体となって次の時代を担う人材を育てることがありますので、今、WWLで研究しているようなものというのは、学校内6校で共有するのはもちろんですが、全校に発信していくようにしていきたいと思っております。

志々田委員： おおむね順調、順調ということですので、昨年1年の事務事業がしっかりできたというところはいいことだと思いますし、こういう点検を繰り返すことで一つ一つの目標がは

つきりとしていくことですので、これも大事なことだと思っています。皆さんの御努力でこれができていることと思いますので、その点はとても嬉しく思っています。

この点検全体のことではないのかもしれませんが、こういうものを地域の方たちだとか、先生方だとかが見られる場合に、何で見るのかというと、大丈夫だろうか、うまくいっているのだろうか、どれくらい進んでいるのだろうかということを見るためのデータとしてこれを使われるのだと思います。それを踏まえて考えると、令和2年度のこの事務事業点検・評価が出たときにどこを見るのかといたら、やはりこのコロナの状況の中で子供たちに何か支障が出ていないかとか、子供たちの健康はどうかとか、それから、地域の方たちが例えば公民館だとか図書館だとか、そういうところに出て来られなくなっているのではないかと、こういったこの1年、2020年に起きていることによって何か困ったことが起きているのではないかとということを見るために、来年度この事務事業の点検は見られるのではないかなと思います。そこまで考えると、今年の評価というのは、実施方針に則って一つ一つ説明をしていって、そこに出ている目標、つまり5年前に立てた目標が今達成できているかということと点検する形に評価ができていられるけれども、来年は最終年度なので余計そのところがすごく気になるかもしれないのですが、やはり2020年のこの状況を考えると、どこに支障が出ているのかとか、それから、問題点として何があるのかという、ここに5年前の目標には見られなかった部分も評価して出していくということが、前向きな説明責任ではないかなと思います。現段階でその指標は立っていないので、是非今のうちに皆さんで知恵を絞って、何が懸念されるのか、では、その懸念に対して本当に大丈夫なのか大丈夫ではないのかということとデータを示していくためにはどんな情報を収集したらいいのかということも少し検討に入れて、来年度のこの報告が、もう少し読む方たちのニーズに応えられるようなものに変えていくのも必要なことかなと思います。ちょうど、しかも来年は先ほど言ったように一つの区切りの年ですので、次の評価を考えていく上でも大事なことだと思うので、今年1年これで良かったと、来年達成できるかどうかではなくて、新しい評価に向けて何が足りないのかということを考えていただければと思います。以上です。

沖本経営企画監： 志々田委員が御指摘のとおり、コロナの関係というのは学校教育においても社会教育においても大きな影響を与えているものと認識してございます。また、おっしゃられたとおり、5年前に策定をいたしました実施方針に基づきまして、この点検・評価を実施してございますけれども、来年度の評価におきましては、今年度の休業状況とかそういったものを例えば総論的に評価の前段として県民の方に分かりやすく記載をすると、その対応については御指摘を踏まえていろいろ検討してまいりたいと思います。

志々田委員： 私も研究機関にいますので、こんな緊急事態なのに今までと同じことをやっているとどうですかとお叱りを受けたところなのですね。環境が変われば向けられる眼差しも変わるわけなので、5年前のままでは多分来年は許されない状況になる。今これを出すこと自体も、もしかしたらどうしてこんなことしているのと言われてしまうところもあるのかもしれませんが、痒いところに手が届いていない報告になるのかもしれませんが。来年はそういうことがないように、是非いろんな策を練っていただければと思います。よろしくをお願いします。以上です。

中村委員： すみません、細かい点なのですが、もう1点だけお聞きをしたい点があります。31ページの暴力行為の発生件数のところなのですが、残された課題のところ「軽微な身体的接触を含めた事案について、積極的認知を行うよう指導を進めていることなどから、発生件数が前年度を上回っており」という記載がありますけれども、これは本当なのですかということ。いじめの認知件数なんかは、もう何年前から、それと同じようなことだと思うのですが、急激に件数が上がってきていると思うのですが、暴力行為発生件数の原因というか、数字が上がっている理由をこういうふうにするということで本当にいいのかということだけ確認をしておきたいと思います。

藤原豊か心と身体育成課教育指導監： 失礼します。ここに書かれてあることは事実でございます。生徒指導体制を構築する中で、これまでは見逃しがちだったものを、先生方が的確に捉えてそれを指導するようになったということで数値が上がってきております。

中村委員： 事実であればそれ以上申し上げることはないのですが、本質的なところを見誤らないように、是非細かい把握と指導をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

細川委員： 私も31ページの今の中村委員と同じところなのですが、今、中村委員の御指摘されたことについては、やはり「軽微な」というところが、判断をされる先生によって軽微なのか軽微でないのかというのが、すごく微妙なところもあるのではないかなと思うのです。

聞いてみると単なる友達同士のじゃれ合いだったということもあるだろうし、いや、あれはもう暴力行為の範疇になる行為だと判断される場合もあるし、先生もずっと見ているわけでもないで、事情を聴いたりする中でどうなのかというような判断が、学校によって判断されるのは大変なのではないかなという気がします。そういうところも込めまして、この生徒指導での暴力行為、いじめ、それから不登校というこの3点について、数字がどんどん悪くなっていて、学校に行かせる保護者とか地域の者にとっては、学校は本当にちゃんと健全に管理されているのかとかいうところも御心配いただくだろうし、私もそういう3点が発生する度にすごく心が痛むのです。なぜそうってしまったのかとか、そうなるまでに手が施されなかったのかとか、誰も気が付かなかったのかとか、いろいろなことがありますけれども、要は未然防止をすれば減っていくのだろうという気もいたします。いじめにしても不登校にしても、いろいろな事情がありますけれども、そういうところを、これからどうしていくのかということの方策などの充実をさせることとか、学校を支援するということが大変重要になってくるのではないかなと思います。何とか食い止めないといけないと思うのですよね。その辺りのところが、ちゃんと課題としてここで整理をされているところでもあります。結局また、令和2年度、学校へ行った期間も短かったかもしれませんけれども、目標値に達しなかったというようなときに、本当に残された課題を本気で取り組んだのかということになると思うのですよ。その辺りのところを、是非しっかり検討されて、暴力行為、いじめ、不登校が本当になくなるべきでありますから、真剣に取り組んでいただきたいと思います。何かその辺りに対してコメントか何かございますか。

青森県が中心と身体育成課教育指導室：

失礼します。委員が言われるように暴力行為やいじめの件数が増えればよくないという印象はあるかと思うのですが、いじめにつきましては、いじめを積極的に認知し、早めに取り組んでいくということを目指して教育活動に取り組んでおります。暴力行為につきましても、軽微な暴力行為に係る指導は確かに難しいところもあります。教員が見ていない場合も含め、周りの子どもたちや本人から、しっかり話を聞きながら状況を確認し、指導するように努めております。これらのことは、生徒指導主事研修等で周知をしているところでございます。

不登校はやはり課題として捉えており、不登校の減少に向けて、現在取り組んでおります。生徒指導は問題行動に対する指導である「消極的な生徒指導」と、未然防止に係る「積極的な生徒指導」というのがございます。現在は、教員がカウンセリングマインドを持ち、生徒に寄り添うなど積極的な生徒指導を重視しながら取り組んでおります。

細川委員：

長くなって申し訳ありませんが、もう1点だけ。35ページに子供の体力のことについて書かれているのですが、その実績を見ますと、私ら体育会系の人間からしたら、もうちょっと頑張ってもらいたいという気がしております。運動嫌いかということも子供の中にあるかもしれないのですが、体を動かすことの楽しさということをまず指導をして、楽しみながら体を動かすところにも書いてありますけれども、そういうことで体力を向上させていくのが本当に大切なことなのではないかなと思います。いろいろな問題があるかとは思いますが、私、結構世の中で大きな問題だと思うのは肥満なのですよね。いろいろな病気がありますけれども、まず肥満が基本というか、原因の根本になって、大人になっていろいろな病を発症しているのではないかなと思うのです。今、世の中には栄養価の高いものがたくさんありますから、そういうものを取ることによって子供たちが体格というのですか、大きくなって運動が嫌いになることもあるかもしれません。そういう意味では食生活のこともあるかもしれない、これに関わるかもしれませんが、是非そういう、楽しみながら体を動かすところを、小谷小学校なんかは50年走っている、私も行って走りまわりましたが、やはり何で小谷小学校は50年走れるのかなと思うのですよね。小谷ができるのならうちもできるんじゃないかと、やはりどこの学校も先進的にやられている取組をやるべきであろうし、そういうことが共有されていると思いますから、体力向上についてはいろいろな情報交換をしていただければと思うのです。

以前、ある、この近くのデパートのスポーツジムのインストラクターの方が講演に来られたときに、弁当箱より少し大きいものを掲げて、「皆さん、これ分かりますか、何か。これはうちのデパートの地下で売っているロード5キログラムです。」と言っているのですよ。体重が5キロ増えた人は、これがどこかに付いたと思ってください。それが、腕とか足に付いた分は見てくれが悪いだけでいいのですが、脳とか心臓へ付くとややこしい病気になりますよ、というようなこと言われて、運動習慣をつけるにはポイントが3

点ありますと言われたのを紹介します。まずは日時を決めるのだそうです。月曜日は絶対何があっても私は運動しますと、何か誘われても、駄目ですと言って必ず日時を決めてやるのが1点目ですね。2点目は、やはり目標がないと駄目だそうです。例えば何とかのマラソン大会に出るためにとか、何とかの競技会に出るためにとか、いろいろそういう目標を設定すると。3点目が大事で、1人だと続かないので、犬でもいいから、友達でも、相棒を作ると。この三つを守ってくださいとインストラクターに言われたのですが、なるほどそのとおりですよ。そういうようなことも学校の指導の中で児童生徒の方にもお話しいただきながら、とにかく楽しんで一生、勉強の方もそうですけれども、体力向上の方も続けていっていただければと思います、よろしくお願ひしたいと思います。

藤巻かほり心と身体育成課教育指導室： ありがとうございます。

体力向上というのは必要だと私も思います。ただ、運動嫌いをなくすことが学校を卒業し、大人になってからでも「スポーツは楽しい」と思い、運動を続けていける子供たちを育てていくことになると考えております。運動嫌いをなくすことが体力向上にもつながると考えております。引き続き、運動、スポーツにより親しむことを通じて体力向上についても取り組んでいきたいと思ひます。

菅田委員： 52ページですが、特別支援学校高等部の就職率のところの、令和2年度の目標40%というふうにされているのですが、こういったコロナの状況で社会環境が激しく変化していますので、今までは景気が良くてこういった目標が達成できているとは思ひますが、令和2年度の目標がこのままでいいのか、社会情勢を反映させて目標値を見直した方がいいのかどうか。今回本当コロナでかなり変わっておりますので、目標値の見直しはやられた方が、本当は施策的にうまくいっているのですが、数値的には駄目なので、順調だったはずがおおむね順調になったり、そういう評価になりかねないこともあると思ひるので、見直しが必要なかなと思ひますので、いかがでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 目標値40%を設定したのが4年前だったということで、現在の状況だと非常に就職状況が厳しいということは想定されます。ですが、この40%を、ではどこまで下げたらいいかとかいような根拠を持って示すことができないものですから、下方修正して妥協するのではなくて、40%のままで頑張っほしいという思ひで、教育委員会も先日教育長から企業団体に特別支援学校の生徒の就職についてもよろしくお願ひしますということをお願ひしつつ、全力を尽くして40%を目指して頑張っいきたいと思ひております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
裁決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願ひます。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

第3号議案 令和3年度県立高等学校の入学定員の策定について

平川教育長： 続きまして、第3号議案、令和3年度県立高等学校の入学定員の策定について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願ひいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、第3号議案によりまして、令和3年度県立高等学校の入学定員の策定につきまして御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、1の入学定員策定の設定条件でございます。

(1)にお示ししておりますように、入学定員策定の基礎となる中学3年生の在籍者数は2万4,561人で、前年度と比較いたしまして598人減となっており、この2万4,561人を基に設定進学率や公立受入率など、これは例年どおりでございますけれども、設定条件

を加味いたしまして令和3年度の入学定員の案を策定しております。

次に、2、受入計画の内容の表を御覧ください。下から5行目にございますように、来年度の公立受入数につきましては1万5,282人としております。このうち、全日制本校で受け入れる人数につきましては、1万4,960人といたしまして、これに対応する学級数は374学級となり、前年度と比較いたしまして受入数は400人の減、学級数としては10学級減ということになります。

なお、その下にございます全日制分校及び定時制の学級数につきましては、本年度と同数といたしております。

次に、3の学級増減の状況を御覧ください。先ほど御説明いたしましたとおり、来年度は10学級を減ずることとしておりますので、これにつきましては1校につき1学級ずつを減ずることとしておりまして、具体的に学級減を行う候補校10校につきまして表の右側にお示しをしております。まず、一番下から2行目の福山市のところにございます沼南高等学校につきましては、7月の教育委員会会議におきまして普通科の募集停止を既に決定済みでございます。1学級分の減ということになります。その他の学校のうち、東広島市、呉市とかのところにある表のところですけども、賀茂高等学校、その1行下でございます、尾道東高等学校、それから福山の福山明王台高等学校及び大門高等学校、この4校につきましては、それぞれの地域の生徒数が大きく減少することなどを踏まえまして、学級減の対象としているところでございます。その他の5校でございますけれども、一番上から向原高校、それからその下、安芸高校、安西高校、大竹高校、それから、1行飛びまして三原高等学校ということになりますけれども、これらにつきましては、近年定員割れが続いているということで、令和2年度入学者選抜においても大きく定員割れをしておりまして、それぞれの地域や近隣地域の生徒数が一定程度減少することなどを踏まえまして、学級減の対象としているところでございます。

次に、資料の2ページをお開きください。こちらには大学科ごとの入学定員をお示ししております。先ほど御説明したとおり全日制本校で合計4000人、10学級の減ということになっております。

資料の3ページ及び4ページには、市立高等学校を含めました県内全ての公立高等学校の学校別の入学定員、5ページには県内の公立高等学校の配置図をそれぞれ添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 1学年1学級になる学校というのは増えるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： この中で向原高等学校が今2学級募集をしておりますので、1校増えるということになります。

志々田委員： 1学年1学級になると、学校活性化地域協議会が開かれるというのが常の取組になっているかと思うので、来年向原にはできるのだろうと思いますが、学校運営協議会もあるはずなので、会議が二つ重なって行って、それぞれの機能がよく分からなくなっていくことが考えられるので、そろそろ整理した方がいいのかなと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 御指摘いただいたような意見もあるというふうには承知をしておりますが、地域の実情を踏まえて学校を支援していくという観点で、結構重なっている人も、志々田委員がおっしゃるとおりおられますので、その辺りも含めて検討はさせていただこうとは思いますが。ただ、この件について今やっているところでは、同じ日に会議を開催するなど、少し工夫をしながらさせていただいているところもございまして、こちらの学校の方ともいろいろ話をしながら検討させていただければと思います。

志々田委員： 恐らく機能的に回していくために学校で努力をしておられるのではないかなと思うのですが、規定上二つ作ることが決められていると、学校はそこから抜け出せないのが当たり前なので、ある程度こちらからこういうやり方があるとか、整理の仕方があるということを示さないで、一方は法律で定められている協議会ですし、一方は学校の存続をかけた協議会でどっちも大事な、となっていくと、校長先生も多分、結局、二つ同時でやるかみたいなことになって、それが安易さを生んでいく可能性もあるので、1学年1学級の学校がどんどん増えていっているの、そろそろ何かこちらで提案した方がいいと思います。是非検討してください。以上です。

杉本学校経営戦略推進課長： 御指摘ありがとうございました。学校とも話をしながら検討させてください。

中村委員： 10学級減というのは残念ですが仕方がない状況だとは思いますが、先ほどの御説明の中で、この10校の中で、そもそも定員割れをしている学校が五つですよね。そこはず

ばりしようがないというか、その学校の定員を減らすということだと思っただけですが、沼南を除いた残り四つは、その学校自体の定員が割れているわけではないけれども、地域全体で見た中でこの学校ということですよ。

杉本学校経営戦略推進課長： はい。

中村委員： その地域に幾つかある学校の中でここを選ぶ基準というのは、何かあるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 毎年生徒の動向を見ておまして、生徒減というのがやはり地域的なものが毎年ございます。基本的にどこを削るかというのは、その地域の中学3年生、なおかつその学校にどこからたくさん来ているかというようなところを見ながら、やはり大きく減っている、その中学校の生徒がたくさん通う学校というところを見て、毎年決定をしているということになります。

中村委員： それは分かりました。

それと、先ほど志々田委員が言われたところと同じなわけですけれども、1学年1学級になってしまう向原高校ですが、在り方計画の対象になってしまうということで、今までの学校を移設したりする中で、これから先残れるかどうか、やはり地域から必要とされているかどうかということだと思います。そういったことを活性化協議会等でしっかり対策を考えていくことになると思うのですが、時間を無駄にしないように、是非指導というのでしょうか、連携していただきたいなと思います。よろしくお祈りします。

杉本学校経営戦略推進課長： 向原高校につきましては、一昨年、豪雨災害の影響により鉄道が止まった経緯がございます。実は2年連続で40人以上定員割れをしているのですけれども、昨年度は災害の影響を考えないといけないということで、2学級のまま募集をいたしました。この春ですが、実は影響を受けた三次方面とか、あるいは高陽方面からの生徒、あるいは白木方面、完全に元の状態に回復をしております。ところが、何でこうなっているかというところ、地元から全然来ていないという、非常に重たい課題を持っております。学校活性化地域協議会を立ち上げることになりますので、しっかり地元との連携を図れるように進めていきたいと思っております。

細川委員： 関連するところでもあるのですが、なぜ向原がこんなに定員割れがあるのかということをお伺いしようと思ったのですが、今、課長の方から御説明がありました。まず、吉田、向原と加計、千代田という、私としたら安芸高田、山県地域ということにくっつけておられるのですが、大変離れておまして、行政的にはこれでいいのかもしれませんが現実にはそうになっていないですよ。先ほどおっしゃったように、三次、庄原と安芸高田もしくは広島市北部かもしれません。安芸高田と山県地域と一緒に合算されての定員割れとかどうのこうのというのは、あまり私としたら数字的にはどうなのかなという気もいたします。そういう中で、向原の話も地元が行ってくれないというのは非常に気がかりなところではあります。三次高校も教育委員会の方でいろいろなことをしていただいたり、あと、広島にも実は1時間以内で出られますから、そういう意味では、向原というのは通学をするのに非常に北へも南へも行きやすいので、地元の学校がよっぽど魅力を持っていたかかないと、そこに留まることは子供としては難しいような気がいたします。そういう努力もいただきたいのですが、プラス、吉田の探究が非常に定員割れをしていると。安芸高田市全体として見れば、向原だけの問題ではなく、行く末は吉田高校の問題も出てきて、安芸高田市の状況を県教育委員会はどのように見ているのかと。探究科というのも、これ、探究科にいただいた関係でカリキュラム的には非常に魅力のあるものになりましたが、以前志々田委員が指摘をいただいたかと思うのですが、もう少し頑張られた方がいいのではないかといいところもありました。その辺りのところが今どうなのかとか、今後の支援の方策の方向みたいなものをお聞かせいただければと思うのですが。

杉本学校経営戦略推進課長： まず区分けの問題なのですけれども、これは旧学区が六つに分かれていた時代から、何も無いとどの辺にあるのか分からないので、これは便宜上だということで捉えていただいて、決してこの範疇で定員の増減を決めているわけではなくて、先ほど申し上げましたように、高校と近隣の中学校というところで見ながら全体を見ておますので、そこは御容赦いただければと思います。

それから、今おっしゃられたとおり、安芸高田市の2校とも40人を超える定員割れがあるということで、非常に厳しい状況がございます。平成31年度に三次高校の中高一貫教育校化と合わせて、この吉田高校の探究科、それから庄原格致高校に医療・教職コースを入れました。それぞれ探究的な学びを進めていこうということで、教室の改修等を行い、いろいろな外部の、例えば医療機関との連携とか、それから、県立広島大学の三

原キャンパスに医療系の学科がございますので、こちらとの連携もするように協定を結んだりして、魅力づくりに努めるように今取り組んでおります。あわせて、しっかり中学校の方にこういった中身のいいところを宣伝するように、高校の方と連携をしながら対応させていただきたいと思っております。

細川委員： その辺りの具体的なことは教育委員会と学校の方にお任せをしなければならないのですが、よっぽど努力されないと、今申し上げましたように向原広島間が50分くらいですかね、そうすると、子供はそんなに負担はないですから、いろいろなニーズはありますが通学できることになるので、そういうところも是非お考えいただきたいのと、吉田と向原については自治体の方も足を確保していただくなど、非常に努力されているにもかかわらずでしょうから、安芸高田市の新市長さんともよくお話をさせていただいて、本当に高校がなくなってもいいのかとか、今後の方向がどうあるべきかというようなことも御協議いただければと思います。

あわせて、実は最後のところの庄原実業も1クラスずつ作っていただいているのですが、全体としては、定員割率40%を超えています。そういうところも、県北にはやはり実業というのは必要ですという中で、どうやって支援していくべきか、確保していくべきかというのは、庄原実業と庄原市だけの問題ではなくて、やはり私も三次も含めた広域的なところで考えなくてはいけないと思っておりますので、そういう取組も是非お願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： まず、先ほど最初にありました生徒がどんどん出ていくということも安芸高田市の場合でございますので、やはり1学級規模になっている学校の多くが、地元が少し離れていって厳しい状況になってきたという経緯もございます。地元との連携をしっかりとやって、地元から生徒が来ているというところは徐々に立ち直ってきているということもありますので、その辺りの経緯もしっかり踏まえて学校と連携をしていきたいと思っております。

それから、今の安芸高田市との連携と申しますか、そちらの御意見も有難うございました。連携させていただきたいと思っております。

それと、庄原実業についてなのですが、これ、県議会の方からも工業系の学校を作ってほしいとかという話もいろいろ出てございます。先日から地元の商工会議所の方にも行かせていただいたりしておりますし、やはり地元にも企業がいろいろあるのでしっかりと連携を図っていききたいという声も聞いていますし、地元の産業にしっかりと興味を持てるような教育の中身、そういったものも御意見をいただいておりますので、また引き続きそういったお声もお聞きしながら、在り方を検討させていただきたいと思っております。また、いろいろ御意見をいただければと思います。ありがとうございます。

菅田委員： 地元の福山市のことなのですが、普通科で減るのが大門と福山明王台ということで、地域性から考えると大門高校は福山市でも東部で、東部の県立高校は少ないのですよね。それで、北部と西部には結構県立高校が多くて、神辺、戸手というのは比較的近いのです。それで、遠いぽつんと離れた東部のところから一つ減らす、それから中心部はたくさん高校があるので明王台が減るのは何となく理解はできるのですが、大門がどっちかというところと神辺、戸手辺りからの方が妥当ではないかなという、地域性だけで言うのですよ。それは、今発展しているのは福山北部地区に子供たちが多いということも分かるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 先ほどお話をさせていただいたとおり、どこの中学校からどの程度行っているかというところを見ながらやっておりますし、大門の地域でいいますと、多く通っているのが東朋中学校ですとか培遠中学校とかこの辺りが多く進学をしておりますし、この生徒が大きく減るってところが大きくございます。実は来年福山市内の生徒がまた増えるというのがあり、改めて戻すというのも来年度は少し検討しないといけないかなと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終えます。

裁決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

第4号議案 令和3年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について

平川教育長： 続きまして、第4号議案、令和3年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定につきまして、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 第4号議案によりまして、令和3年度県立特別支援学校高等部入学定員の策定について御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。まず、縦1の職業コースを除く普通科でございますが、これまでと同様に学校教育法施行令第22条の3に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者である者について入学者選抜を実施し、当該県立特別支援学校高等部の教育課程を履修することが可能な能力、適正等を有する者を入学させることとしております。このため、入学定員は教育長が別に定めることとし、入学者選抜実施要項において若干名とする予定でございます。

次に、縦2の普通科職業コースでございます。福山北特別支援学校及び広島北特別支援学校の普通科職業コースにつきましては、それぞれ16人、2学級を入学定員とするものでございます。

最後に、縦3の専門教育を主とする学科でございます。広島中央特別支援学校の保健理療科、専攻科理療科及び専攻科保健理療科につきましては、それぞれ8人1学級を入学定員とするものでございます。

いずれも令和2年度と同様の入学定員を設定したいと考えております。

なお、2ページ以降に近年の入学者選抜の実施状況に関する資料等をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見ございましたらお願いいたします。

近藤委員： 普通科職業コースの広島北特別支援学校なのですが、来年度の定員を今すぐという話ではないのですが、入学定員と志願者数、受験倍率とか見ていくと徐々に倍率が高くなって志願者数が増えてきているような状況が見てとれるのかと思います。いずれかのタイミングで入学定員を増やすようなことも視野に入れているのか、その基準というか目安というのがどういったところにあるのかといったところを教えていただけたらと思います。

三浦特別支援教育課長： 入学定員につきましては、これまでの志願状況でありますとか、今後の対象生徒数の見込みでありますとか、あと、職業コースになりますと作業学習等の実習も入ってきますので、その実習場所、学校の施設・設備の状況から受入れ可能数というようなところも検討しているところでございます。

また、教育課程が職業教育に特化したような教育課程になっておりますので、やはりその教育課程で学習することが適切である生徒を入学させていきたいと考えております。倍率としては少しずつ高くなっておりますけれども、その教育課程が適している生徒かどうかというところで見ますと、必ずしも人数が増えてきたので16人を24人にするのがいいのかということも検討する必要がありますので、先ほど申し上げましたような志願状況でありますとか、対象の生徒の見込み等を踏まえて検討してまいりたいと考えています。

近藤委員： 参考までに、16人になったタイミングでは、いつ、どういった事情を勘案して何名から16人に増えたのかということが分かれば教えてください。

三浦特別支援教育課長： 広島北特別支援学校においては平成23年から、福山北特別支援学校においては平成26年から高等部職業コースの入学定員を2学級16名にしております。

近藤委員： 初めから16人でしたということではないのですか。

三浦特別支援教育課長： そうです。

近藤委員： その当時の志願者数が増えてきているような状況が過去何年かであってということなのですか。

三浦特別支援教育課長： そういうことです。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
裁決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果につきまして、吉田施設課長、説明をお願いいたします。

吉田施設課長： それでは、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について御説明申し上げます。

資料の 1 ページをお願いします。公立学校施設の耐震改修状況につきましては、毎年文部科学省においてフォローアップ調査が行われておりまして、1 の要旨にありますように、この度、本年 4 月 1 日現在の調査結果が先般 8 月 7 日に公表されたことを受けまして、本県の状況を詳細に取りまとめたものでございます。

まず、2 (1) の非木造建物の校舎などの構造体、建物のそのものになりますが、これの耐震化でございまして。この表の中ほどから下の高等学校と特別支援学校につきましては既に 100% 完了しておりますので、残るは市町立学校ということになります。この表 2 段目の公立小・中学校の C 列、校舎などの耐震化率は 98.4% と、前年度の 97.6% から 0.8 ポイント上昇したところでありまして、全国平均の 99.4% を 1.0 ポイント下回っておりまして、全国順位で見ますと 39 位というふうになっております。また、公立幼稚園につきましては 82% と、全国で最下位の耐震化率となっている状況でございまして。

2 ページをお願いします。(2) 市町ごとの公立小・中学校の耐震化率でございまして。公立小・中学校におきまして、校舎などの構造体の耐震化が完了していますのは、上から順に大崎上島町から安芸高田市までの 17 市町でございまして。耐震化が未完了の市町は表の下ほど、広島市以下、呉市、江田島市、尾道市、福山市、安芸太田町の 6 市町となっており、これは昨年と同じというふうになっております。

3 ページをお願いいたします。(3) の公立小・中学校の耐震化が未完了の市町の状況について具体的にお示しをしております。なお、この表の 2 列目と 3 列目でございまして、この調査時点の令和 2 年 4 月 1 日現在の耐震性がない棟数と耐震化率を括弧書きでお示しをしております。その上に令和 3 年 4 月 1 日時点の見込みについてお示しをしております。まず、福山市につきましては、福山市立学校施設耐震化推進計画に基づきまして、まずは非常災害時の避難所となる屋内運動場の耐震化をおおむね完了したというところございまして、今後、残り 17 棟が令和 3 年度末までに、そして残り 1 棟が令和 5 年度までに完了を目指しているということでございます。

次に、呉市につきましては、改築等により残り 8 棟を令和 4 年度末までに耐震化完了予定とされております。

次に、尾道市につきましては、耐震性を有していない 3 校 6 棟につきまして、仮校舎への移転に係る関係者との協議中をございまして、令和 3 年度までの耐震化完了を目指するというふうになっております。

次に、広島市につきましては、残り 1 棟の屋内運動場を改築により令和 2 年度までに完了とされております。

残り、安芸太田町の 2 棟、江田島市の 1 棟につきましては、いずれも統合対象の建物でございまして、令和 2 年度までの耐震化完了を目指されております。

4 ページをお願いいたします。3 の屋内運動場等の吊り天井などの落下防止対策でございまして、これは屋内運動場などの構造体に設置しております吊り天井、照明器具、バスケットゴールに係る落下防止対策の状況でございまして。これにつきましても、県立学校につきましては必要な対策を実施済みでありまして、市町立の学校の状況についてということになりますけれども、この表 2 段目の公立小・中学校の左から 2 列目、吊り

天井を有する建物8棟のうち、落下防止対策を実施済みの建物は2棟となっております。また、その二つ右の欄の吊り天井を有していない建物750棟につきましては、対策を実施済みの建物は635棟となっております、残りの115棟については対策の実施が必要な状況でございます。

次に、4の屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策でございます。これは校舎など構造体に設置しております天井や照明器具、窓ガラス、外壁、内壁などにつきまして、耐震性の点検と耐震対策の実施状況でございますが、まず、表の2段目の公立の小・中学校699校のうち、耐震点検を実施済みの学校は全校、100%でありまして、点検の結果、耐震対策が不要あるいは耐震対策が必要であったが対策を実施済みの学校は392校で、全体の56.1%という状況でございます。残り307棟につきまして対策が必要な状況となっております。

ここで、県立学校につきましては照明器具などの落下防止対策は既に完了させておりますけれども、一昨年から取り組んでおりますブロック塀対策につきまして、まだ完了していない学校がございまして、その状況がここに反映をされております。具体的には、表の3段目の県立の中学校では3校のうち2校が対策済み等で、残りの1校が未完了と。表5段目の高等学校では82校のうち54校が対策済み等で、残りの28校が未完了と。表の下から2段目の特別支援学校では17校のうち16校が対策済み等で、残りの1校が未完了となっております。これをまとめますと、対策が未完了の県立学校は30校となりますが、このうち27校が工事中で、残り3校が工事に向け準備中となっております、学校数で申し上げますと以上ようになりますけれども、ブロック塀の総延長で申しますと8割程度が終了しているといったような状況でございます。これらにつきましては、工事の施工が困難な場所であるとか、隣接する民家等との調整等のため時間を要している状況でございますが、現在、順次工事に入っておりますので、今年度中の対策完了に向けまして引き続き取り組んでまいります。

5ページをお願いいたします。5の市町に対する働きかけについてでございます。

(1)にございますように、県教育委員会ではこれまでも特に校舎などの構造体の耐震化が完了していない市町に対し、かさ上げされた国庫補助金などの積極的な活用を促すなど、早期の耐震化完了を働きかけてきたところでございますが、今後とも、(2)にございますように、国庫補助金などを活用した計画の着実な実施と、可能な限り早期の耐震化完了について働きかけを行ってまいります。本年度末までに完了しない市町も絞られてまいりましたので、それぞれの実情を踏まえながら個別に丁寧な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

なお、この調査におきましては、3項目に分けて状況を取りまとめておりますけれども、まず一つは校舎など構造体そのもの、建物そのものの耐震化対策、そして、その構造体以外に設置しております非構造部材として、より危険性の高い屋内運動場に設置している吊り天井や照明器具等の耐震化対策と、そのほか屋内運動場以外の校舎などの構造体に設置している天井や照明器具等の耐震化対策、この三つに分けて耐震状況を取りまとめております。安全・安心な学校施設とするためには、これらの全てについて耐震化対策を完了させる必要がありますので、県教育委員会といたしましては市町教育委員会に対し、建物の構造体はもちろんでございますけれども、構造体に設置しております非構造部材も含めて、早期の耐震化完了に取り組むように働きかけをしているところでございまして、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 特別な事情を除いて順調に進んでいるのだろうというふうにお聞きしましたけれども、縦4の非構造部材のところの実施率が、数もどちらも低い、特に小・中学校だと思えますが、これも場合によっては非常に危険なケースもあると思えます。これは、各学校は自分の学校のどこに危険があるかということはよく承知しているという理解でよろしいですか。

吉田施設課長： これは文部科学省から、この非構造部材を点検するためにチェックリストが配られておりまして、学校におきましてはそのチェックリストを元に全てチェックをしておりますので、学校がまず把握して、それを教育委員会に報告して、この状況になっているということでございます。ただ、このチェックリストがかなり細かく多岐にわたっておりますので、一応全てが完了してないと耐震化完了ということになりませんから、1項目でもなっていないければまだできていないということの報告の中で、このような数になって

いるものと承知しております。

中村委員：是非、学校というか、児童生徒も含めての認知をまずはしておいていただきたいと思
いますので、よろしく願います。

細川委員：関連なのですけれども、まだ実施されてない、例えば施設なり塀なりあると思うので
すが、それがまだ未実施ですよという把握をされていることはいいのですが、児童生徒
とか一般の人とか、例えばこれは危ない塀ですよとか、近づかないでくださいというよ
うな措置とか、そういうところまではされているのでしょうか。

吉田施設課長：例えばブロック塀ですと、今まで目視あるいは専門家による診断・調査が行われてお
りまして、即刻危険なものについてはすぐに対処しているという状況でございます。そ
れが即刻危険な状況でないにしても、それに近づかないような貼り紙をすとか、カラ
ーコーンを置くとか、そういうことで当面の安全対策も確保しながら、最終的には改修
工事という方向で今、市町の方で取り組んでいる状況であると承知しております。

菅田委員：学校施設関連は最後の福山市の令和5年をもってほぼ完了ということなのですけれど
も、今度、特に小学校、中学校ですかね、登下校時の、先ほども出ているブロック塀、
危険なところ、その辺りは県教育委員会としてどのように対応していかれる予定なの
でしょうか。

吉田施設課長：一般の家庭といいますか民間の所有ブロック塀の対策につきましては、基本的には土
木建築局の方で対応されておりまして、市町によってはそのブロック塀の対策工事をす
るのに補助制度を設けたりしながらされていると承知しております。教育委員会とし
ては、基本的には危険な箇所を点検して、通学の際にはそこを気をつけて通るとか、そ
ういうソフト面での対応をさせていただいているところでございます。

平川教育長：ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長：以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和3年度に使用する教科用図書の採択結果について

平川教育長：続きまして、報告・協議2、令和3年度に使用する教科用図書の採択結果につしまし
て、重森義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

重森義務教育指導課長：それでは、令和3年度に使用する教科用図書の採択結果について御報告をいたします。
資料の1ページから45ページまでが県立学校でございます。そして、終わりの方の46ペ
ージ、47ページが市町立義務教育諸学校の資料となっております。

それでは、まず、県立学校の教科用図書の採択結果について御報告をいたします。資
料の1ページを御覧ください。本年度の採択につきましては、縦1にございますように、
本年4月22日の教育委員会議で決定していただきました令和3年度に県立学校で使用する
教科用図書の採択基本方針に基づいて進めてまいりました。縦2、各学校における教
科用図書の選定を御覧ください。各学校における教科用図書の選定につきましては、各
学校の校長が教科用図書の専門的な調査・研究に基づいた適正な選定を行うため、教科
書選定会議等を設置し、調査・研究を進めました。三つの県立中学校、高等学校、特別
支援学校のそれぞれの枠内に記載しておりますように、県立中学校では学校の教育目標
等に基づいた独自の観点、高等学校や特別支援学校では令和3年度実施教育課程（案）、
児童生徒の学習状況や障害の状況等を踏まえ事務局が作成した教科用図書選定資料を参
考に、教科用図書の調査・研究を行い、原則として文部科学省発行の中学校用教科書目
録、高等学校用教科書目録、特別支援学校用小・中学部教科書目録及び令和3年度用一
般図書一覧に登載された教科用図書のうちから、最も適切な教科用図書を選定してお
ります。そしてその後、採択申請書、具体的な選定理由等を明記いたしました選定理由書
等が県教育委員会事務局に提出をされました。

資料の2ページの縦3、各学校の選定理由書等の審査を御覧ください。事務局では、
各学校が選定した教科用図書が各学校の令和3年度実施教育課程（案）等を踏まえ、適
正に選定されているかどうかの点検を行うとともに、選定した教科用図書が当該校の児
童生徒の状況を十分考慮して選定されたかどうかについて点検してまいりました。県立
高等学校に対する点検・指導の結果については資料の3ページに示しております。

まず、教育課程と選定教科用図書との整合性について、当該校の教育課程で履修することとなっている教科・科目の教科用図書が選定されてない課程が4課程、計6科目ございました。これらの課程には必ず複数人で確認を行い、教育課程と照らし合わせながら正しく教科用図書を選定するように指導をいたしました。

次に、採択申請された教科用図書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性についてですが、全ての課程において複数の教科用図書を十分に比較検討し選定した理由が適切に示されておりました。また、採択・申請されました教科用図書が当該校の生徒にとってどのような点で適合するののかについても、全ての課程において具体的な生徒実態を踏まえ適切に示されておりました。

続いて、県立特別支援学校について御報告をいたします。各県立特別支援学校につきましても、障害種別の観点を踏まえ、最もふさわしい教科用図書を選定するよう指導してまいりました。今年度におきましては、点検の結果、教科用図書について全て適切な図書を選定しており、特段指導することはございませんでした。

三つの県立中学校におきましては、採択基本方針で定めた観点に基づき適正に選定されているとともに、学校の特色を生かしたものであり、選定理由も適切でございました。

なお、県立中学校で使用する教科用図書の選定方法につきましては、前回の教育委員会会議におきましていただきました御意見を踏まえ、本県の目指す教育や各県立中学校の特色をより反映できる、そういった観点が重視されるよう見直しをし、4年後、令和6年度に使う県立中学校の教科用図書の選定を進めてまいりたいと考えております。

以上、県教育委員会として教科用図書の選定を適正とみなし、資料4ページ以降に示しておりますとおり令和3年度使用教科用図書として採択しております。県立学校の採択結果等につきましては、県教育委員会のホームページにて掲載しております。各学校の選定理由書につきましては、県庁の行政情報コーナーで閲覧できるようにしております。

最後に、令和3年度に県内の市町立の義務教育中学校において使用する教科用図書の採択結果について御報告をいたします。資料の46ページ、47ページでございます。

県内19の採択地区及び広島中等教育学校、福山中学校の中学校用の教科用図書の採択結果でございます。各採択地区等におきましては、綿密な調査・研究に基づき採択権者の判断と責任により採択が行われたということを聞いております。なお、この採択結果の一覧表につきましても、県のホームページにて掲載しております。

以上で説明を終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14 : 35)

【非公開審議】

第2号議案 令和2年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

令和2年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14 : 45)